

## 第1 審査会の結論

住民基本台帳ネットワークシステムの侵入実験にかかる公文書（委託契約の内容及び経過、委託業者からの報告書、県内三町村との協定書）について、別紙3記載の公開しない部分のうち、別紙4記載の部分（ネットワーク・セキュリティ調査報告書記載の補助業務履行補助者の氏名、自治体名、接続可能施設、今回の調査でわかった脆弱性の具体的内容）は公開するべきあり、その余を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

## 第2 本件異議申立てに至る経過

1 平成15年（2003年）12月15日、異議申立人は、長野県情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、次の内容について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ① 住基ネット侵入実験の業者との委託契約内容及び当該業者との契約に至るまでの経過に関する資料（例えば、見積書など）
- ② 当該侵入実験に関する委託契約業者からの報告書
- ③ 当該侵入実験の対象となった県内三町村と結んだ協定書
- ④ 当該三町村に通知した実験の診断結果に関する資料
- ⑤ 当該侵入実験に関することが本件条例第7条第2号に該当するという根拠となる資料

2 平成16年1月5日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件公開請求①については住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に係る市町村ネットワークの脆弱性調査（第一次分及び第二次分。以下「本件調査」という。）の補助業務委託契約及び本件調査の評価業務委託契約に関する文書16件を、本件公開請求②についてはネットワーク・セキュリティ報告書（以下「本件報告書」という。）を、本件公開請求③については協定書（以下、本件公開請求①から③に対応するこれら18件の文書を「本件文書」という。）を、それぞれ対象文書として特定するとともに、本件公開請求④及び⑤については対象文書が存在しないとする一部公開決定（以下「原決定」という。）を行った。

対象文書の名称、非公開とした部分及びその理由は、別紙1のとおりである。

3 同年2月2日、異議申立人は、原決定の取消し及び本件文書の全部公開を求めて、本件異議申立てを行った。

4 同年9月10日、本件実施機関は、原決定において非公開とした部分のうち、同年2月29日に最終的な調査結果を公表したことにより公開できることとなった本件報告書の一部、補助業務受託者の同意を得て同年3月17日の県議会総務委員会（一般公

開)で明らかにされた同人の氏名及び補助業務委託契約の予定価格等別紙2の部分について、非公開決定を取り消し、公開することを決定(以下「本件決定」という。)し、異議申立人に通知した。

その結果、本件審議終結時に、なお非公開とされている部分及びその理由は、別紙3のとおりである。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 事業を営む個人の情報について

本件実施機関は、「本件調査の業務受託者等が会社員であるから、これらの者に関する情報は個人に関する情報であって、本件条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当する非公開情報である」旨主張するが、本件条例は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については同号を適用せず、同条第3号(法人等に関する情報)を適用することとしている。

同人らは、県から、県民全体の個人情報へのアクセスが可能となるような業務等を受託した者であるから、職業上修得した専門知識や技術が備わったプロフェッショナルであるはずで、非公開とされた情報が少なくとも事業を営む個人の情報であることは明らかである。本件実施機関は、本件条例の解釈適用を誤っている。

#### 2 理由付記の不備について

原決定の通知書に記載された「公開しない理由」は、単に条文への該当性を示しているのみで、具体的理由が一切明らかにされていないから、原決定通知は、「対象文書の全部又は一部を公開しないときはその理由を併せて通知しなければならない」旨規定している本件条例第11条第3項の要件を欠いている。

まず、本件条例第7条第2号に該当するとした理由については、「個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない」と記載されているのみで、なぜ例外に当たらないのかについて具体的な説明があったとはいえない。

また、予定価格に関する情報が同条第6号(事務等に関する情報)に該当するとした理由については、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとされている。しかし、ここにいう「おそれ」は相当具体的に生ずる蓋然性を有するものでなくてはならないところ、本件調査に関する業務委託契約は全国的にも異例なものであるから、将来同種の契約案件が発生する可能性はむしろ低いと考えるべきである。加えて、このような非公開決定は、県が入札制度改革の一環として予定価格公開などを行ってきた経緯に照らしても整合性がない。

さらに、本件報告書の一部が同号に該当するとした理由については、「今後提出される最終報告書の内容を踏まえ、市町村におけるセキュリティ対策を検討する必要があるため、現段階で報告書の内容を公開することは、市町村や県民の不安を煽ることに

もなり、住基ネットの適正な運用に著しい支障を及ぼすおそれがある」としているが、具体的な説明とはいえず、いかなる「おそれ」があるのか例示もない。

本件調査の結果をみると、インターネット経由による住基ネットへの侵入はできていなかったのだから、本件報告書を公表しても不正侵入を誘発するおそれはなかったのであり、むしろ、本件条例第9条の公益的な理由による裁量公開規定の適用を含めて、その事実を早く公表すべきだったのである。

また、仮に、原決定の時点で公開できないというなら、いつ非公開の理由がなくなるか、具体的な見込みや期日を明示すべきである。

### 3 本件異議申立て後の県の対応の不当性について

本件異議申立て後の平成16年3月17日に開催された県議会総務委員会において、県経営戦略局長は、原決定で非公開としていた補助業務委託契約の受託者氏名及び委託契約金額を公表した。また、同局長は、公表した理由を、受託者本人から承諾が得られたためと説明した。

しかし、原決定において、個人情報の本人の承諾が得られないために非公開という理由は示されておらず、理由付記を怠った違法は明白である。

また、本人の承諾があれば、非公開決定が撤回されないまま、同人の氏名や委託契約金額が公表されてしまうことが理解できない。

## 第4 本件実施機関の説明の要旨

### 1 原決定における非公開の理由

#### (1) 本件条例第7条第2号（個人に関する情報）について

調査実施者の住所又は勤務先、補助業務受託者の氏名、住所、住所地の郵便番号、振込先銀行口座等に関する情報は、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

補助業務受託者は、会社員であり、地方税法に基づく事業税の課税対象となるような「事業を営む個人」ではないため、本号を適用した。

なお、個人に関する情報は本件条例上、原則非公開であって、本人の承諾が得られないために非公開としたわけではないから、原決定の理由付記に不備はない。また、補助業務受託者の承諾を得て県議会で氏名を公表したのは、長野県個人情報保護条例第8条第2項（個人情報の利用及び提供の制限の適用除外）の規定による保有目的以外の提供であり、本件条例によるものではない。

さらに、本件条例第7条第2号は、個人に関する情報であっても公開しなければならない場合を3点規定しているが、上記情報が、これら例外規定のいずれにも該当しないことは明らかである。

## (2) 本件条例第7条第6号（事務等に関する情報）について

補助業務委託契約に係る委託料の予定価格及び積算を公開すると、将来の同種の契約案件の予定価格を類推することが可能となるため、本件条例第7条第6号に規定する「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と判断する。

なお、申立人が指摘している入札制度改革の一環としての予定価格公表とは、建設工事及び建設工事に係る委託業務に関するものであるから、本件調査について予定価格を非公開としても整合性を欠くものではない。

また、原決定時に提出されていた本件報告書は、本件調査の全体に関するものではなく、第1次調査分の一部に関するものであった。その内容については、最終報告書や第三者による評価書の提出を待って分析し、対応策を検討した上で公表する必要があり、原決定時点で公表すると、市町村や県民の不安を煽り、寄せられる疑問に対して十分な説明責任を果たすこともできなかつた上に、住基ネットへの不正侵入（インターネット経由に限らない）を誘発するおそれがあったことから、一部を非公開としたものである。

## 2 本件決定後における非公開の理由

### (1) 本件条例第7条第2号について

非公開としている補助業務受託者等の住所及び振込先銀行口座並びに補助業務履行補助者の氏名が記載された部分は、本件条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるもの」に該当し、例外として公開できるいずれの場合にも当たらないと判断する。

### (2) 本件条例第7条第6号について

非公開としている本件報告書の調査対象町村において発見された具体的な脆弱性、機器等の機種・バージョン等に関する情報は、公開することにより、住基ネットの適正な運用に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと判断する。

## 3 その他

申立人は、公開しない理由がなくなる期日、見込みを具体的に明示するべきとしているが、原決定の時点では、公開できる期日の具体的な見込みが立たなかつた。

## 第5 審査会の判断理由

## 1 本答申における審査対象について

### (1) 本件文書について

長野県は、平成15年9月から11月にかけて本件調査を実施した。

本件文書は、本件調査の補助業務委託及び評価業務委託に関する文書、委託業者からの報告書並びに本件調査に当たり県内3町村と締結した協定書である。  
(別紙1に掲げられた文書番号1～18の公文書)

### (2) 本件調査の概要と本件決定までの経過

本件調査の目的は、自治体における、住基ネットを含むコンピュータシステムの脆弱性の確認である。具体的には、インターネット側から市町村のファイアウォールを通過して市内LANに侵入できるか否か、そこから更に既存住基サーバ及び住基サーバに侵入できるか否か、また、自治体におけるコンピュータ管理運用に関するセキュリティの脆弱性を全般的にチェックし、脆弱性を確認し有効な対策を講ずるための資料を得ることにあつた。

本件調査は、県本人確認情報保護審議会の吉田柳太郎委員が指揮監督者となり、同氏を補助するため県と委託契約を締結した者1名(以下「補助業務受託者」という。)とその履行補助者1名(以下「補助業務履行補助者」という。)の計3名の調査員からなる調査チームによって実施された。

本件調査においては、下伊那郡阿智村、諏訪郡下諏訪町及び東筑摩郡波田町を対象に、平成15年9月22日から10月1日にかけて第一次調査が、下伊那郡阿智村を対象に同年11月25日から28日にかけて第二次調査が行われた。

これら調査の結果は、平成15年12月16日に本件報告書にまとめられ、平成16年1月30日に提出された第三者評価を経て、阿智村、下諏訪町、波田町に報告された。これを受けて、脆弱性の具体的指摘がなされた点については改善がなされ、同年2月29日に、「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果について」と題する文書により公表された。

本件文書に関して本件実施機関は、異議申立人の情報公開請求に対し、平成16年1月5日に別紙1の内容の一部公開決定を行ったが、異議申立てを受けて、当審査会に諮問した後、同年9月10日に上記一部公開決定を取り消し、改めてより非公開部分を限定した別紙2の内容の本件決定を行った。

以上を踏まえ、当審査会としては、諮問を受けた異議申立てのうち、依然として非公開処分が維持されている別紙3の部分について検討する。

## 2 本件条例第7条第2号該当性について

### (1) 本件文書の非公開部分について

本件実施機関は、補助業務及び評価業務の受託者（いずれも請負人等選定調書上の被指名者及び見積書上の見積者と同一人であるから、以下一括して論ずる。）の住所及び振込先銀行口座が記載されている部分並びに補助業務履行補助者の氏名が記載されている部分を、本件条例第7条第2号に該当するとして非公開としている。

## (2) 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することはできるとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開事由とし、同号ただし書で、(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報、(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報、(ウ) 公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容は公開すべきものとしている。

## (3) 本件条例第7条第2号の該当性

### ア 個人の住所等

本件決定後も非公開とされている部分（補助業務受託者及び評価業務受託者の住所及び振込先銀行口座）は、いずれも「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの」（2号）に該当し、かつ、公にされることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報及び公務員の職務遂行に係る情報のいずれにも当たらない。

なお、異議申立人は、補助業務受託者らの情報は事業を営む個人の情報として、本件条例第7条第3号を適用すべきだと主張している。しかし、同人らが、本件調査業務以外に、個人として、継続的、反復的に調査業務を受託しているなどの事情は認められないから、本件実施機関の判断が誤りとはいえない。

### イ 補助業務履行補助者氏名

本件侵入実験に関わった者3人のうち、調査指揮監督者及び補助業務受託者の2名の氏名については、本人確認情報保護審議会委員として又は本人の同意のもとでそれぞれ氏名が公になっているとの理由で、原決定又は本件決定により、すでに公開されているが、補助業務履行補助者1名の氏名については公開されていない。

しかし、非公開とされている補助業務履行補助者も、平成16年11月、国内で開催されたコンピュータセキュリティに関する国際会議『セキュリティー・テクニカル・セミナー』（主催：Pacsec 実行委員会）で、本件侵入実験に係わった者として、自ら氏名を明らかにして「住基ネットに関する考察」と題する講演を行うこととし、主催者はインターネットで参加者を募集していた。募集文には、本人のフルネームが書かれているほか、「Inside jukinet:Audit」と書かれていた。この講演は直前になって講演者の意思とは関係のない事情により中止されたが、同月13日には中止の事実が同人の氏名とともに新聞等で広く報道された。

本件決定後のこのような状況に照らすと、非公開とされている補助業務履行補助者の氏名もすでに複数の媒体により相次いで広く公になっているものと認められ、現時点では本件条例第7条第2号ただし書ア（「慣行として公にされている情報」）に該当するものと解される。

#### （4）結論

よって、補助業務受託者及び評価業務受託者の住所及び振込先銀行口座並びに補助業務履行補助者の氏名について、本件決定において非公開とした判断は妥当であるが、現時点では、補助業務履行補助者の氏名は公開すべきである。

### 3 本件条例第7条第6号該当性について

#### （1）本件条例第7条第6号について

本件条例第7条第6号は、「県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている情報を非公開とすることを定めたものである。また、同号アからオまでには典型的な事務が例示され、それぞれ公開することによる支障の要件を定めている。

本号の適用に際しては、公開することにより生ずる支障のみでなく将来同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案すること、公開することによる支障は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならないこと、公開することによる支障のおそれは単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないことが、実施機関には求められているところである。これを踏まえ、本件非公開部分の本号該当性について以下検討する。

#### （2）本件条例第7条第6号の該当性

本件決定では、本件報告書のうち、「概評」及び「緊急改善項目」中、調査対象町

村において発見された具体的な脆弱性、並びに住民基本台帳ネットワークの機器等の機種・バージョン及びそれらが類推される事項が記載されている部分」について、「左記事項は調査対象町村のセキュリティ対策上重要な情報であり、これらを公開することにより、住基ネットの適正な運用に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」、第6号に該当するとしている。

そこで、非公開とされた事項ごとに、既存住基システム（ネットワーク化以前から市町村が運用していた住民基本台帳事務用の電算処理システム。以下同じ。また、既存住基システムで用いられるコンピュータサーバを以下「既存住基サーバ」という。）を含む住基ネットの運用事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるか否かを検討する。

ア 既存住基サーバの名称、既存住基サーバ及び庁内利用Webサーバで使用しているオペレーションシステムの製品名、利用するデータベース名、適用するセキュリティ・パッチ名等

既存住基サーバには、当該自治体に住民登録している全員の個人データ（住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）第7条参照）が蓄積されており、一旦、外部から不正行為等が行われると、住民基本台帳事務全般が行えなくなったり、膨大な個人データが流出したりすることにもなりかねない。

既存住基サーバ等は、各市町村の判断と負担において購入されており、その機種等も市町村によって異なる。その購入には多額の費用を要するから、頻繁に入れ替えることなどは事実上困難である。

これらの情報は、後記イに掲げた個別的な問題点と異なり、不正行為等を行う上で参考となる基礎的な情報でありながら、あらかじめ対策を講ずることが困難なものである。

したがって、これら情報を公開することは、既存住基システムを含む住基ネットへの不正行為を容易にし、ひいてはその運用事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるから、これらを非公開とした本件実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は、本件侵入実験ではインターネット経由による住基ネットへの侵入ができなかったのであるから同報告書を公表しても不正侵入を誘発するおそれはない旨主張するが、侵入できなかったという結果は、ある一定時点における限られた時間の中で特定のコンピュータ技術者が侵入を試みたことによるものであって、将来的にも誰にも侵入できないという保証はない。そもそも、上記の情報は基礎的なものであり、その他の情報、手法などとの組合せ次第で、不正行為に加功するおそれの高い情報であると認められるから、これを採用することはできない。

イ 接続可能箇所、自治体名、パスワード設定上の問題点並びにダイアルアップ・ルーターで庁内LANに接続する方法及び原因



(ア) これらは、いずれも今回の調査によりセキュリティ上問題があると指摘された事項に関する情報であるが、前記アに掲げた基礎的な情報と異なり、個別に脆弱性をなくすための対策を講ずることが可能と考えられる事項と認められる。

現に長野県は、本件侵入実験の最終報告を公表するに先立って、本件調査の協力町村に対して、最終報告の内容を説明しており、これらの点についてはすべて改善策が施されていたというのであるから、原決定時点ではともかく、最終報告の後に行われた本件決定の時点では、すでに具体的な危険性は解消されていたものと認められる。

さらに、これら非公開部分の前後に記載され、すでに公開されている脆弱性を示す他の記述（それらが公開されたことによる支障は特に認められない。）と比較しても、これら情報を公開することの危険性が特に高いものとは認められない。

したがって、これら情報を公開しても、既存住基システムを含む住基ネット運用事務に著しい支障を及ぼすとは認められないから、本件実施機関は非公開処分を取り消し、これらを公開すべきである。

(イ) ところで、本件実施機関は、現時点でも非公開処分を維持する理由として、ネットワークやコンピュータシステムのセキュリティに100%の安全はなく、具体的な問題点を公開することは、システムに対する攻撃を意図する者を有利にする可能性があること、また、他都道府県を含め全ての市町村でセキュリティ対策が施されているか確認できないことを主張している。

たしかに、他都道府県を含め全ての市町村への影響を考えると、セキュリティに関する問題（情報）はできる限り公開すべきでないという考え方もあり得ないわけではない。また、本件報告書で指摘された事項を放置している自治体が全くないとも断言できない。

しかし、特定の機関が運用するネットワークやシステムのセキュリティ上の問題点は、その情報を秘匿することによって、むしろ根本的な対策が先送りされるなどの懸念がないわけではない。逆に、運用する機関等にその問題点を周知した上で、所要の対策を講ずるために必要と考えられる相当の期間が経過した後には原則として公開するという取扱いをすることによって、関係機関に当該期間内の迅速な対応を促す方が有効であり、県民の信頼を得ることに繋がるものと考えられる。

したがって、前述のとおり本件条例第7条第6号にいう「著しい支障が生ずるおそれ」とは、実質的にかつ法的保護に値する程度の蓋然性を有するものに限られると解されるところ、本件実施機関の主張は抽象的なものといわざるを得ないから、上記判断を覆すに足るものとはいえない。

### (3) 結論

よって、上記ア記載の部分について非公開とした処分は妥当であるが、上記イ記載の部分については公開すべきである。

#### 4 理由付記について

異議申立人は、理由付記の不備の違法がある旨主張しているので、この点について検討する。

理由付記の制度は、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、公文書の全部又は一部を非公開とする決定の理由付記としては、非公開の根拠規定に加え、少なくとも当該公文書中のどのような情報をどのような理由で非公開としたのか、特に、根拠規定中に複数の非公開理由が含まれている場合にはそのうちのどれに該当するのかを示す必要があると考えられる。

そこで、この点について検討すると、本件において本件実施機関は、非公開部分のそれぞれについて本件条例第7条第2号又は第6号の非公開情報に該当する旨付記しており、条文上複数の例示規定をおく第6号については、委託料や具体的脆弱性など非公開とする情報の内容に応じて非公開の理由を書き分けていることが認められる。また、第2号ただし書アからウについては、本文に対する例外を定めた規定であるから、これらのいずれかに該当するのではないかと疑われる具体的な事情がある場合を除いては、これらに該当しない理由を逐一記載しなければならないものとまでは言えず、本件の場合、そうした事情は認められない。したがって、当該理由付記が違法、不当なものであるとは言えず、異議申立人の主張は理由がないものと言わざるを得ない。

もっとも、上記の理由付記の制度趣旨にかんがみれば、請求者から具体的な質問等があれば、非公開情報を明らかにすることとならない範囲で、非公開情報該当性についてより具体的な説明を加えるなどの対応が望まれるところである。

#### 5 非公開の理由がなくなる時期等の明示について

異議申立人は、原決定の時点で公開できないなら、その理由がなくなる具体的見込みや期日を明示すべきであると主張しているので、この点について検討する。

本件条例第11条第3項は、実施機関が公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない場合において、非公開理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合には、当該期日を通知しなければならないと規定している。

これは、非公開事由への該当性が必ずしも固定的ではなく、時間の経過や特定事業の終了など、その後の事情によって変化することがあり得ることから、近い将来において当該非公開部分について全部又は一部の非公開理由がなくなることが確実であり、かつ、その時期を当該決定時において具体的に明示できる場合には、請求者の便宜のためにその時期を明示すべきだとしたものである。

原決定で非公開とされた補助業務受託者の氏名が、本件決定において公開とされたのは、同人の同意に基づいて公表されたという事情によるものであって、原決定の時点において近い将来、同意が得られることが確実だったということではない。また、本件報告書の内容については、本件調査の最終的な終了時期が原決定を行っ

た時点で必ずしも明確ではなかった。したがって、本件実施機関が、これらの点に関する公開の時期を原決定通知においてあらかじめ明示しなかったことは、やむを得なかったと言わざるを得ない。

## 6 本件異議申立て後の県の対応の不当性について

異議申立人は、本件異議申立て後、本件実施機関が平成16年3月17日に行われた県議会総務委員会(公開、かつ、傍聴者へ議員と同一資料が提供された。)において、異議申立人に対する非公開決定を撤回することなく、補助業務受託者氏名や委託契約金額を公表したことを不当と主張する。

実施機関が県議会にどのような資料を提供するかについては、当審査会で判断すべき事柄ではないが、すくなくとも、県議会総務委員会において情報が公表され、一般県民が入手できるようになった後も、同年9月10日に至るまで異議申立人に対する一部公開決定が変更されなかったことは、本件条例の運用として不適切だったと言わざるを得ない。

本件条例の実施機関においては、今後、非公開決定に対して不服申立てが行われている場合にあつて、時間の経過とともに非公開とする理由が全部ないし一部なくなった場合は、速やかに決定変更あるいは決定の取消しを行い、不服申立人に対して公文書の公開を実施すべきである。

また、異議申立人は、受託者本人の承諾がなかったことは非公開決定の理由として示されていなかった違法があると主張しているが、本件実施機関が本件決定で受託者氏名を公開したのは、受託者の承諾のもとに公開の県議会総務委員会で公表された結果、本件条例第7条第2号ただし書アに該当する結果となったことによるものであつて、原決定で非公開とした理由が同人の不承諾にあつたわけでないことは明らかであるから、理由付記の違法があるということはできない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査経過

平成16年	2月 5日	諮問
	2月27日	審議
	7月12日	本件実施機関の意見陳述、審議
	8月 9日	本件実施機関の意見陳述、審議
	10月12日	申立人の意見陳述、審議
	11月10日	審議
	11月17日	審議
平成17年	1月12日	審議
	8月25日	審議
	9月 8日	審議
	9月30日	審議
	10月11日	審議

1 1月14日 審議  
1 2月12日 審議  
平成18年 1月23日 審議  
2月 6日 審議終結

## 原 決 定

- ① いわゆる住基ネット侵入実験の業者との委託契約内容及び当該業者との契約に至るまでの経過に関する資料（例えば、見積書など）

## ア 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査（第一次分）の補助業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1	「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算（平成15年9月19日起案、同日22日決定）	積算の単価及び積算額が記載されている部分。	本件条例第7条第6号該当 予定価格等を公開することにより、同種の契約案件の予定価格を類推されることになり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
2	請負人等選定調書（平成15年9月22日決定）	被指名者の氏名及び住所が記載されている部分。 委託予定額が記載されている部分。	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。 本件条例第7条第6号該当 予定価格等を公開することにより、同種の契約案件の予定価格を類推されることになり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
3	見積書（平成15年9月22日）	見積者の氏名及び住所が記載されている部分並びに印影。	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
4	委託契約書（平成15年9月22日）	受託者の氏名及び住所が記載されている部分並びに印影。	
5	委託業務完了報告書（平成15年10月21日）	受託者の氏名及び住所が記載されている部分並びに印影。	
6	検査調書（平成15年10月31日）	受託者の住所及び氏名が記載されている部分。	
7	請求書（平成15年11月13日）	受託者の氏名、住所及び振込先銀行口座が記載されている部分並びに印影。	

イ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査（第二次分）の補助業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
8	「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算（平成15年11月21日）	積算の単価及び積算額が記載されている部分。	本件条例第7条第6号該当 予定価格等を公開することにより、同種の契約案件の予定価格を類推されることになり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
9	請負人等選定調書（平成15年11月21日決定）	被指名者の氏名及び住所が記載されている部分。  委託予定額が記載されている部分。	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。 本件条例第7条第6号該当 予定価格等を公開することにより、同種の契約案件の予定価格を類推されることになり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
10	見積書（平成15年11月21日）	見積者の氏名及び住所が記載されている部分並びに印影。	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
11	委託契約書（平成15年11月21日）	受託者の氏名及び住所が記載されている部分並びに印影。	
12	委託業務完了報告書（平成15年12月23日）	受託者の氏名及び住所が記載されている部分並びに印影。	

ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の評価業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
13	請負人等選定調書（平成15年12月3日決定）	被指名者の住所が記載されている部分。  委託予定額が記載されている部分。	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。 本件条例第7条第6号該当 予定価格等を公開することにより、同種の契約案件の予定価格を類推されることになり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

14	起案用紙（予定価格、予算額及び支出予定科目、契約書(案)）	予定価格の金額、積算単価及び積算根拠等が記載されている部分。	本件条例第7条第6号該当 予定価格等を公開することにより、同種の契約案件の予定価格を類推されることになり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
15	見積書（平成15年12月3日）	見積者の住所が記載されている部分及び印影。	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
16	請書（平成15年11月21日）	受託者の住所が記載されている部分及び印影。	

② 当該長入実験に関する委託契約業者の報告書

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
17	ネットワーク・セキュリティ調査報告書 （平成15年10月30日）	補助業務受託者及び補助業務履行補助者の氏名  ネットワーク・セキュリティ調査の総括報告中、「概評」及び「緊急改善項目」の内容	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。  本件条例第7条第6号該当 今後提出される最終報告書の内容を踏まえ、市町村におけるセキュリティ対策を検討する必要があるため、現段階で報告書の内容を公開することは、市町村や県民の不安を煽ることにもなり、住基ネットの適正な運用に著しい支障を及ぼすおそれがある。

③ 当該長入実験の対象となった県内三町村と結んだ協定書

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
18	協定書（平成15年9月22日付け阿智村、下諏訪町及び波田町分並びに同年11月21日阿智村分）	なし	—

(別紙2)

本件決定で非公開決定を取り消し、公開した部分及びその理由

① いわゆる住基ネット侵入実験の業者との委託契約内容及び当該業者との契約に至るまでの経過に関する資料（例えば、見積書など）

ア 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査（第一次分）の補助業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	非公開決定を取り消し、公開する部分	非公開決定を取り消し、公開する理由
1	「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算	積算の単価及び積算額が記載されている部分。	異議申立てを受けて再度検討した結果、左記事項を公開しても、今後の契約案件の予定価格の類推は困難であり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはないと判断したため。
2	請負人等選定調書（平成15年9月22日決定）	被指名者の氏名が記載されている部分。  委託予定額が記載されている部分。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開について委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。  異議申立てを受けて再度検討した結果、左記事項を公開しても、今後の契約案件の予定価格の類推は困難であり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはないと判断したため。
3	見積書（平成15年9月22日）	見積者の氏名が記載されている部分及び印影。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開について委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。
4	委託契約書（平成15年9月22日）	受託者の氏名が記載されている部分及び印影。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開について委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。
5	委託業務完了報告書（平成15年10月21日）	受託者の氏名が記載されている部分及び印影。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開について委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。



6	検査調書 (平成15年10月31日)	受託者の氏名が記載されている部分。	
7	請求書 (平成15年11月13日)	受託者の氏名が記載されている部分及び印影。	

イ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査 (第二次分) の補助業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	非公開決定を取り消し、公開する部分	非公開決定を取り消し、公開する理由
8	「住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の補助業務」委託料の積算	積算の単価及び積算額が記載されている部分。	異議申立てを受けて再度検討した結果、左記事項を公開しても、今後の契約案件の予定価格の類推は困難であり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはないと判断したため。
9	請負人等選定調書 (平成15年11月21日決定)	被指名者の氏名が記載されている部分。  委託予定額が記載されている部分。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開についての委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。  異議申立てを受けて再度検討した結果、左記事項を公開しても、今後の契約案件の予定価格の類推は困難であり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはないと判断したため。
10	見積書 (平成15年11月21日)	見積者の氏名が記載されている部分及び印影。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開についての委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。
11	委託契約書 (平成15年11月21日)	受託者の氏名が記載されている部分及び印影。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開についての委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。
12	委託業務完了報告書 (平成15年12月23日)	受託者の氏名が記載されている部分及び印影。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開についての委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。また、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。

ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の評価業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	非公開決定を取り消し、公開する部分	非公開決定を取り消し、公開する理由
13	請負人等選定調書（平成15年12月3日決定）	委託予定額が記載されている部分。	異議申立てを受けて再度検討した結果、左記事項を公開しても、今後の契約案件の予定価格の類推は困難であり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはないと判断したため。
14	起案用紙（予定価格、予算額及び支出予定科目、契約書(案)）	予定価格の金額、積算単価及び積算根拠等が記載されている部分。	異議申立てを受けて再度検討した結果、左記事項を公開しても、今後の契約案件の予定価格の類推は困難であり、契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはないと判断したため。
15	見積書（平成15年12月3日）	見積者の印影。	異議申立てを受けて再度検討した結果、氏名が公開されている場合の当該個人の認印の印影は、非公開とすべき個人情報に該当しないと判断したため。
16	請書（平成15年11月21日）	受託者の印影。	

② 当該長入実験に関する委託契約業者の報告書

番号	公文書の名称	非公開決定を取り消し、公開する部分	非公開決定を取り消し、公開する理由
17	ネットワーク・セキュリティ調査報告書	補助業務受託者の氏名  ネットワーク・セキュリティ調査の総括報告中、「概評」及び「緊急改善項目」中、調査対象町村において発見された具体的な脆弱性、並びに住民基本台帳ネットワークの機器等の機種・バージョン及びそれらが類推される事項が記載されている部分以外の部分。	公文書一部公開決定後、県議会での氏名公開について委託契約の相手方の同意が得られ、氏名が公表されたことにより、非公開とすべき個人情報に該当しなくなったため。  公文書一部公開決定後、調査結果が公表されたことにより、調査対象町村のセキュリティ対策上重要な情報を除いた左記事項を公開しても、住基ネットの適正な運用に著しい支障を及ぼすおそれなくなったため。

## 本件審議最終時に非公開とされている部分及びその理由

## ① いわゆる住基ネット侵入実験の業者との委託契約内容及び当該業者との契約に至るまでの経過に関する資料（例えば、見積書など）

## ア 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査（第一次分）の補助業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
2	請負人等選定調書（平成15年9月22日決定）	被指名者の住所が記載されている部分。	本件条例第7条第2号該当
3	見積書（平成15年9月22日）	見積者の住所が記載されている部分。	左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
4	委託契約書（平成15年9月22日）	受託者の住所が記載されている部分。	
5	委託業務完了報告書（平成15年10月21日）	受託者の住所が記載されている部分。	
6	検査調書（平成15年10月31日）	受託者の住所が記載されている部分。	
7	請求書（平成15年11月13日）	受託者の住所及び振込先銀行口座が記載されている部分。	

## イ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査（第二次分）の補助業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
9	請負人等選定調書（平成15年11月21日決定）	被指名者の住所が記載されている部分。	本件条例第7条第2号該当
10	見積書（平成15年11月21日）	見積者の住所が記載されている部分。	左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
11	委託契約書（平成15年11月21日）	受託者の住所が記載されている部分。	
12	委託業務完了報告書（平成15年12月23日）	受託者の住所が記載されている部分。	

ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の評価業務委託に関する資料

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
13	請負人等選定調書 (平成15年12月3日決定)	被指名者の住所が記載されている部分。	本件条例第7条第2号該当 左記事項は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
15	見積書 (平成15年12月3日)	見積者の住所が記載されている部分。	
16	請書 (平成15年11月21日)	受託者の住所が記載されている部分。	

② 当該侵入実験に関する委託契約業者の報告書

番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
17	ネットワーク・セキュリティ調査報告書	補助業務履行補助者の氏名  ネットワーク・セキュリティ調査の総括報告中、「概評」及び「緊急改善項目」中、調査対象町村において発見された具体的な脆弱性、並びに住民基本台帳ネットワークの機器等の機種・バージョン及びそれらが類推される事項が記載されている部分。	本件条例第7条第2号該当 左記の者は、委託契約の相手方ではなく、委託業務の履行補助者であるため、公開を予定しておらず、非公開とすべき個人情報である。 本件条例第7条第6号該当 左記事項は調査対象町村のセキュリティ対策上重要な情報であり、これらを公開することにより、住民基本台帳ネットワークの適正な運用に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

## 公開すべき部分

公文書の名称	ページ	箇所	記載内容
ネットワークセキュリティ調査報告書	1	5行目	補助業務履行補助者氏名
	7	1. 2. 1 概評 第4段落3行目 28文字目から31文字目まで 4行目 36文字目から38文字目まで	市内LANに接続可能な施設名 自治体名
	8	1. 2. 2 緊急改善項目 小見出し 4文字目から 6文字目まで 第2段落2行目 3文字目から25文字目まで 3行目 15文字目から28文字目まで 第3段落2行目 13文字目から24文字目まで 第4段落2行目 8文字目から22文字目まで 3行目 34文字目から 4行目 18文字目まで	自治体名 パスワード設定上の問題点 同上 同上 ダイアルアップ・ルーターで市内LANに 接続する方法及び原因 同上
	9	小見出し(上から1行目) 4文字目から 7文字目まで 第2段落2行目 3文字目から25文字目まで 3行目 15文字目から28行目まで 第3段落2行目 13文字目から24文字目まで 小見出し(下から8行目) 1文字目から 3文字目まで	自治体名 パスワード設定上の問題点 同上 同上
	10	2. 1. 2 調査実施チーム構成 4行目	自治体名 補助業務履行補助者氏名